

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	閻 衛 榮 (YAN, WEIRONG)
論文題目	The Chinese Banking System		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、経済改革以前から近年までの中国の銀行業の改革プロセスを、特に中国銀行業が現在直面する最も三つの大きな問題、つまり、国有商業銀行の不良債権、ガバナンスとそれに関連する所有権構造、および外銀の参入の問題について検討する。さらに、80年代と90年代のフランス銀行業民営化の要因、進展、および結果を分析した上で、現在の中国銀行業の改革に関連して得られる教訓を検討する。全体は、7章で構成される。</p> <p>第2章では、経済改革以前の中国金融システムを再検討し、また80年代初期から現在に至るまでの中国銀行業の改革プロセス、改革の特徴、および直面する問題を概観している。</p> <p>第3章では、ガバナンスと所有権問題の視点から、四大国有商業銀行の不良債権の原因とその解決方法を検討し、国有企業と国有商業銀行に関連する所有権問題が、中国国有商業銀行の不良債権の根本原因であることを分析している。その上で、不良債権を徹底的に解決するために、中国の国有企業と国有銀行を民営化させる必要があることを主張する。</p> <p>第4章では、企業のガバナンスの理論を使って、中国銀行業、特に中国国有商業銀行が直面しているエージェンシー問題、インサイダー・コントロールというガバナンス問題、およびそれに関する所有権問題を分析している。その上で、中国銀行業が直面するガバナンス問題を解決するためには、中国四大国有商業銀行を民営化させることが最も重要であること主張する。</p> <p>第5章では、外国銀行が中国銀行市場に参入する動機と、中国の銀行システムへの影響を分析している。本論文では、上海、北京、大連に支店を持つ外銀への聞き取り調査に基づき、中国市場に参入する外銀の主要な動機が、本国の顧客を現地市場において支持することであり、それによって中国国内市場にビジネスチャンスを追求していることを明らかにしている。</p> <p>第6章では、80年代及び90年代のフランスの銀行業の民営化の要因とその帰結を分析し、現在における中国の銀行業の改革にとっての教訓を導いている。過去20年にわたるフランス銀行業の規制緩和、民営化などによって、現在におけるフランス銀行の所有権構造は大きく変わった。政府がほぼフランス銀行から撤退し、現在のフランス銀行は、ほとんど政府の干渉なく市場原理に基づいて運営している。その20年間の民営化の結果として、現在のフランス銀行業は制度的に洗練され、効率性を向上させた。フランス銀行業が民営化を進展させる過程における政府の役割の変化、および公的金融機関を民営化させた手法は、現在の中国の国有銀行業改革に対して参考にする価値があると考えられる。</p>			

第7章では、これまでの分析から、いくつかの結論が述べられている。第一は、国有商業銀行の不良債権問題を所有権構造から解決させるために、また外国銀行と公正な競争を行う環境を整備するために、中国銀行業は民営化させる必要があるがことである。第二は、フランス銀行業の経験から、公的な融資を銀行業から取り除いて、政府の財政予算に任せることは中国にとって応用できることである。第三は、中国の銀行業民営化を順調に進展させるためには、関連する破産法をはじめとする規制システムの導入など、市場経済を支える制度が重要性である。財政収支が健全である限り、中国政府は銀行業の民営化が起こしたコストとリスクをうまく処理できること、また市場制度が完備されることによって、中国の民営化が順調に実現される可能性が高いという楽観的な結論が述べられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、経済改革以前から近年までの中国の銀行システムの改革と、国有商業銀行の不良債権問題の変遷を、手際よく纏めた上で(第2章・第3章)、以下のようなユニークな貢献が認められる(第4章、第5章、第6章)。

第一に、国有商業銀行(SOCBs)の不良債権(NPL)を、先行研究では比較的軽視されてきた「所有権構造」の視点から分析している点である。NPLに関する先行研究では、①政策的貸付という政府介入の失敗(Lin & Tan, 1999)、②国有企業(SOEs)の財務破綻(Bonion & Huang, 2001)、③金融システムの未成熟(Lu et al., 2001)といった視点からの分析が主流であった。こうした研究ギャップを埋めるべく、本研究では、中国の銀行部門が抱える過度のNPLの水準が、SOEsとSOCBsのガバナンスと、それに関わる所有権構造という、より根本的な問題にあることを明らかにした。

中国におけるコーポレートガバナンスの先行研究は、主としてSOEsを対象としたものであり(Tian & Estrin, 2005; Xu et al., 2005)、SOCBsのガバナンスの初めての本格的な本研究では、SOCBsの所有権構造が中国の銀行部門においてコーポレートガバナンスが有効に作用しないことの原因であり、SOCBsのインサイダー・コントロールの問題を解決するためには、完全な民営化と、それに必要な法の支配を含む市場補完的な制度の確立が重要であると結論づけられる。

第二に、中国の銀行部門において外国銀行のプレゼンスが高まっているにもかかわらず、外銀参入の動機や、それが中国の金融システムに及ぼす影響についての研究は、非常に限られていた。本研究は、WTO加盟後の中国における外銀参入の主要な動機が、①WTO加盟前の先行研究で明らかにされたような、本国顧客に対する継続的サービスの提供にあるのみならず、②中国の現地市場におけるビジネスチャンスと利潤拡大にあること、③WTO加盟後には前者から後者へ明確にシフトしてきていることを、上海・北京・大連に支店を持つ外銀への聞き取り調査によるファクト・ファイディングに基づき明らかにした。

この研究結果は、一般に途上国における外銀参入の動機が、本国顧客から現地顧客へとシフトすることを分析したMiller & Parkhe (1998)からClaessens et al. (2001)までの先行研究の結果と整合的である。

第三に、本研究の最もユニークな貢献は、今日の中国の金融システムが直面して諸問題が、1980年代初頭から1990年代にかけてのフランスの銀行システムが直面して諸問題と類似する側面が多いことに着目し、フランスの銀行民営化の経験から、次のような教訓を導き出していることである。すなわち、①所有と支配を国家から民間部門に移転することによって、銀行部門のパフォーマンスを高めることができること、②補助金付き融資や政策融資を廃止することによって、国営企業と非国営企業に対して、公正な貸付市場を生み出すこと、③銀行部門が公的融資機能から撤

退することによって、銀行部門に公正な競争環境、効率性の高い融資機能、および高い収益性をもたらすこと、④銀行部門の所有権構造の改革を推進する一方で重要なことは、私的所有権を保護する法整備や規制を含んだ「市場を補完する制度」を完備する必要があることである。

このように、本論文の学術的貢献は高く評価されるが、以下の点において、今後さらに深められるべき課題も残されている。

第一に、民営化(privatization)そのものの定義である。中国の4大国有商業銀行は、中国農業銀行を除いて、すでに株式上場されている。政府は、所有を通じて銀行に介入する場合もあるが、(金融)行政を通じて銀行をコントロールする側面もある。上場された後の国有商業銀行を考察する際には、後者の側面を無視することはできないであろう。その意味で、本論文における民営化の定義は、民営化の着地点がどこにあるのかと密接に関わる問題である。

第二に、外銀参入の主要な動機が、WTO加盟前には本国顧客に対する継続的サービスの提供という途上国一般で観察された先行研究が踏襲されているが、中国の場合、国内市場への参入が規制されていたため、外銀は本国顧客に対するサービスに限定されていたのが事実である。したがって、外銀参入の主要な動機は、もともと中国国内市場にあり、外銀に対する規制緩和によって、それが実現されてきたという側面は無視できないはずである。

第三に、本論文では、民営化による効率性(efficiency)の尺度を、ROE等の銀行そのものの収益性に求めているが、民営化によってROEが上がることはある意味で当然である。銀行部門の民営化によって、企業部門にどのような影響を与えるか等、経済全体の効率性への視点が欠落している。さらに、民営化の順序も重要な論点である。本論文では、民営化に必要な「市場を補完する制度」(market supporting system)も鍵概念となっているが、民営化のどの段階で、どのような法整備や規制が必要かという全体像を考察すべきである。

このような課題は指摘されるものの、それらは今後の研究の中で解決されるべきものであり、本論文の学術的貢献の価値を損なうものではない。よって、本論文は博士(経済学)の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成22年2月23日、論文とそれに関連した諮問を行なった結果、合格と認めた。